

# 寄 附 行 為

1987年 4月 1日	施 行
1990年 7月 3日	一部改正
1998年 5月 20日	一部改正
1999年 4月 1日	一部改正
2002年 5月 24日	一部改正
2004年 4月 12日	一部改正
2006年 3月 31日	一部改正
2007年 4月 1日	一部改正
2007年 7月 4日	一部改正
2020年 7月 13日	一部改正
2024年 4月 1日	一部改正

学校法人 国際文化アカデミー  
JTB ツーリズムビジネスカレッジ

**学校法人 国際文化アカデミー**  
**(JTB ツーリズムビジネスカレッジ)**  
**寄 附 行 為**

**第1章 総 則**

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人国際文化アカデミーと称する。

2 学校法人の英文名称を Educational Institution JTB International Cultural Academy とする。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都豊島区巣鴨3丁目2番12号に置く。

**第2章 目的及び事業**

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立専修学校（以下「学校」という。）を設置し、学校教育を行い、社会人として広くツーリズム産業界で活躍しうる人材の育成と輩出を目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。  
JTB ツーリズムビジネスカレッジ 商業実務専門課程

**第3章 役員及び理事会**

(役 員)

第5条 この法人に、次の役員をおく。

(1) 理事 7人

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く）のうち1人又は2人を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) JTB ツーリズムビジネスカレッジの校長

(2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 3人

(3) 学識経験者（校長又は評議員である者を除く）のうちから、理事会において選任した者 3人

- 2 前項第1号に規定する校長は、理事会において選任する。
- 3 第1項第1号及び第2号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

#### (監事の選任)

- 第7条** 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

#### (親族関係者等の制限)

- 第8条** この法人の理事のうちには、各理事については、その親族その他特別の関係がある者が1人を超えて含まれることにはならない。
- 2 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特別の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特別の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれることにはならない。
  - 3 この法人の監事は、相互に親族その他特別の関係がある者であつてはならない。

#### (役員任期)

- 第9条** 役員（第6条第1項第1号に規定する理事を除く。以下この条において同じ）の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
  - 3 役員は任期満了の後でもその後任者が選任されるまでは、なおその職務（理事長又は常務理事にあつては、その職務を含む。）を行う。

#### (役員補充)

- 第10条** 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1カ月以内に補充しなければならない。

#### (役員解任及び退任)

- 第11条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
  - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないとき。
  - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
  - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
  - (2) 辞任
  - (3) 死亡
  - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

#### (役員報酬)

- 第12条** 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによつては支給しない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

**(理事長の職務)**

**第13条** 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

**(常務理事の職務)**

**第14条** 常務理事は理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

**(理事の代表権の制限)**

**第15条** 理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

**(理事長職務の代理等)**

**第16条** 理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定められた順位に従い理事がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

**(監事の職務)**

**第17条** 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを東京都知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
  - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
  - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

**(理事会)**

**第18条** この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし緊急を要する場合は、この限りでない。

- 7 理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めのある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めのある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (業務の決定の委任)

**第19条** 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

#### (議事録)

**第20条** 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに決議事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

## 第4章 評議員及び評議員会

#### (評議員会)

**第21条** この法人に、評議員会をおく。

- 2 評議員会は、15人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、文書により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。
- 7 評議員会に議長をおき、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

#### (議事録)

**第22条** 第20条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

#### (諮問事項)

**第23条** 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算、及び事業計画
- (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

#### (評議員会の意見具申等)

**第24条** 評議員会は、この法人の業務若しくは財産及び収支の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

#### (評議員の選任)

**第25条** 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 4人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者 2人
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 9人

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

#### (評議員の任期)

**第26条** 評議員の任期は3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、任期満了の後でも、その後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

#### (評議員の解任および退任)

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

## 第5章 資産及び会計

#### (資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

#### (資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産で前項以外の財産をいう。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

#### (基本財産処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ないときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

#### (積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産中の積立金は、理事会の議決により、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として、理事長が保管する。

#### (経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

#### (会計)

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

#### (予算及び事業計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものの外、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2カ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2カ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類及び第17条第4号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為(以下この項において「財産目録等」という。)を事務所に備えて置き、請求があった場合(役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

第38条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3カ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解 散)

第40条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
  - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
  - (3) 合併
  - (4) 破産
  - (5) 東京都知事の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散については東京都知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては東京都知事の認定を受けなければならない。



**(残余財産の帰属者)**

**第41条** この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人（準学校法人を含む）又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

**(合併)**

**第42条** この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て東京都知事の認可を受けなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

**(寄附行為の変更)**

**第43条** この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、東京都知事の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の決議を得て、東京都知事に届け出なければならない。

## 第8章 補 則

**(書類及び帳簿の備付)**

**第44条** この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に各事務所に備えておかななければならない。

- (1) 役員及び評議員の名簿並びに履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証票書類
- (3) その他この法人及び設置する学校の運営に必要な書類及び帳簿

**(決定手続の励行)**

**第45条** この法人（設置する学校を含む）を管理するについて、法令の定めるところにより行うことの必要な申請・届けその他の手続は、事案あるごとに、速やかにこれを行わなければならない。

**(公告の方法)**

**第46条** この法人の公告は、学校法人国際文化アカデミーの掲示板に掲示して行う。

**(施行規則)**

**第47条** この寄附行為の施行についての細則その他この法人及び設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 第9章 役員 の 損害賠償責任

**(役員 の この法人 に対する 損害賠償責任)**

**第48条** 役員はその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、総評議員の同意がなければ免除することができない。

#### (責任の免除)

**第49条** 前条第2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、法令に定める額を限度として、理事会の議決によって免除することができる。

#### (責任限定契約)

**第50条** 第48条第2項の規定にかかわらず、非業務執行理事又は監事（以下「非業務執行理事等」という）が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度とする旨の契約を、非業務執行理事等と締結することができる。

#### 附 則

1. この寄附行為は、昭和62年4月1日から施行する。
2. 第25条第1項第2号に規定する評議員の選任について同号の規定中「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから」とあるのは、当該学校の卒業生が年齢25年に達するまでの間、「この法人の設置する学校の在籍生の父兄で、年齢25年以上の者のうちから」と読み替えるものとする。
3. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	堀井 正一
理事	柴田 悟郎
理事	北村 信男
理事	市野 建
理事	高橋 正雄
理事	皆川 慎吾
理事	小泉 武
監事	友吉 三郎
監事	椎野 浩行

#### 附 則

1. この寄附行為は、認可の日（平成19年4月1日）から施行する。

#### 附 則

1. この寄附行為は、令和6年4月1日から施行する。